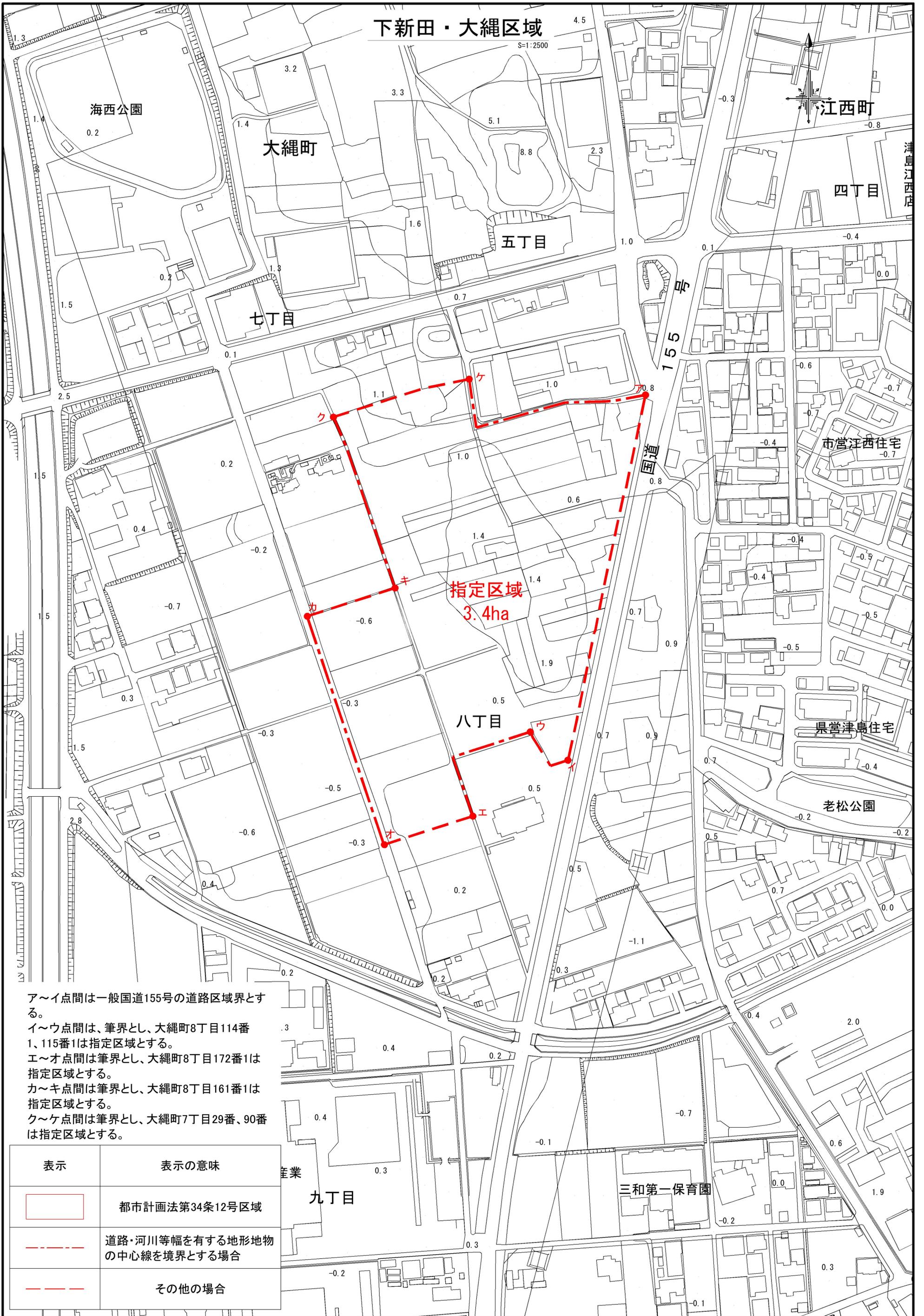


下新田・大縄区域

S=1:2500



ア～イ点間は一般国道155号の道路区域界とする。
 イ～ウ点間は、筆界とし、大縄町8丁目114番1、115番1は指定区域とする。
 エ～オ点間は筆界とし、大縄町8丁目172番1は指定区域とする。
 カ～キ点間は筆界とし、大縄町8丁目161番1は指定区域とする。
 ク～ケ点間は筆界とし、大縄町7丁目29番、90番は指定区域とする。

表示	表示の意味
	都市計画法第34条12号区域
	道路・河川等幅を有する地形地物の中心線を境界とする場合
	その他の場合